

特定業務一覧とその記入方法について

特定業務の内容	従事期間	具体的職種
粉じん作業（アスベストを含む）を行う業務	3年以上	石工、アーク溶接工、保温工、配管工、築炉工など粉じん業務 アスベストを取り扱う業務
有機溶剤業務	6か月以上	塗装工、防水工、シーリング工など、有機溶剤を使用する業務
身体に振動を与える業務	1年以上	石工、はつり工など、振動工具を使用する業務
鉛業務	6か月以上	鉛を使用する業務

特定業務に従事した期間がある場合は、下記をご参考にご記入ください。

上：一人親方労災保険特別加入　下：中小事業主労災特別加入

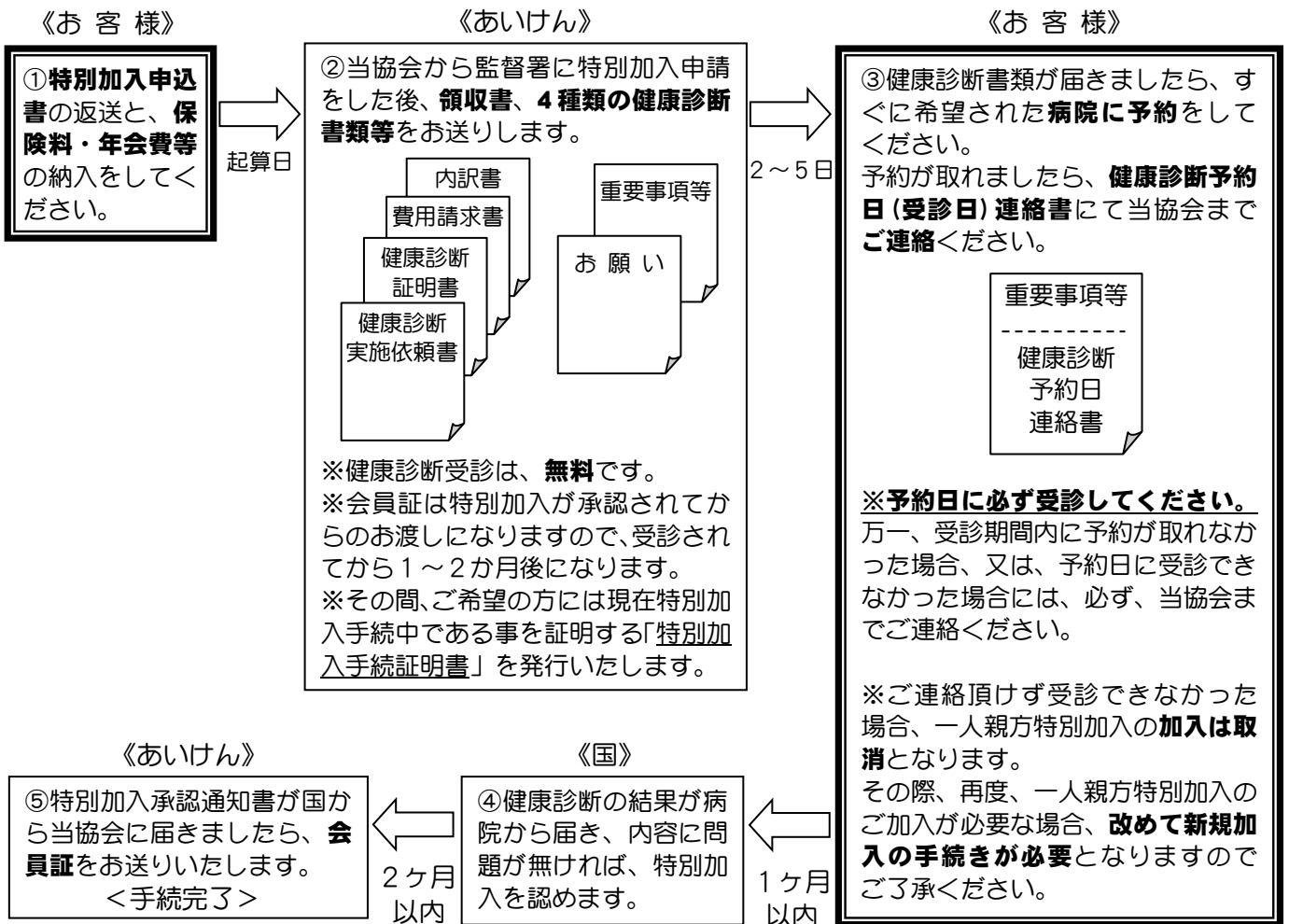
<ご記入例：塗装工の方の場合>

特定業務	特定業務の有・無	「有」の場合：特定業務従事期間（通算）		「有」の場合：作業に用いる工具・薬品など
① 粉じん業務（アスベストを含む）	有・無	年 月 ~ 現在迄	年 月間	
② 有機溶剤業務	有・無	2011年 6月 ~ 現在迄	7年 10月間	トルエン、キシレン
③ 振動業務	有・無	年 月 ~ 現在迄	年 月間	
④ 鉛業務	有・無	年 月 ~ 現在迄	年 月間	
健康診断受診希望病院（実施機関名簿から選んでご記入ください）				中部労災病院 予防医療センター

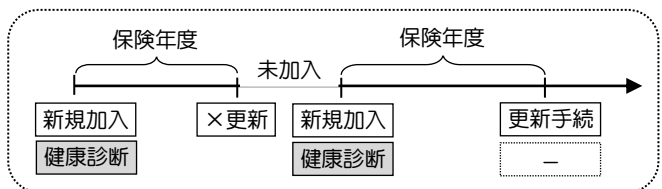
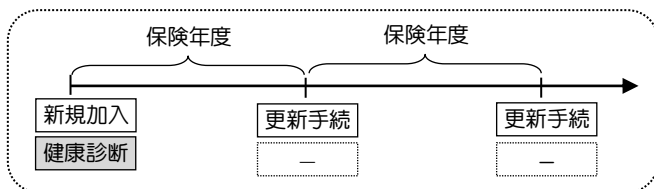
定 者	業 務 の 内 容	除 染 作 業	特 定 業 務 ・ 給 付 基 礎 日 額		
<small>事業主との関係 (地位又は続柄)</small> ①本人 ③役員 ⑤家族従事者	<small>業務の具体的内容</small> 一般建築物の塗装 (トルエン・キシレン・エチルベンゼン)	①有 ②無	業務歴 ←		
	<small>労働者の始業及び終業の時刻</small> 9時00分～17時30分		<small>従事する特定業務</small> 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦有機溶剤 ⑨該当なし	<small>最初に従事した年月</small> 昭和61年 10月	<small>従事した期間の合計</small> 28年 6ヶ月
<small>事業主との関係 (地位又は続柄)</small> ①本人 ③役員 ⑤家族従事者	同上	①有 ②無	業務歴		
	<small>労働者の始業及び終業の時刻</small> 9時00分～17時30分		<small>従事する特定業務</small> 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦有機溶剤 ⑨該当なし	<small>最初に従事した年月</small> 昭和9年 4月	<small>従事した期間の合計</small> 18年間 9ヶ月
<small>事業主との関係 (地位又は続柄)</small> ①本人 ③役員 ⑤家族従事者	同上	①有 ②無	業務歴		
	<small>労働者の始業及び終業の時刻</small> 9時00分～17時30分		<small>従事する特定業務</small> 1 粉じん 3 振動工具 5 鉛 ⑦有機溶剤 ⑨該当なし	<small>最初に従事した年月</small> 昭和9年 8月	<small>従事した期間の合計</small> 17年間 8ヶ月

特定業務の健康診断について

前ページの「**特定業務 有**」かつ「**従事期間が前ページの表の期間以上**」の方は、**加入時に健康診断を受診すること**になっています。健康診断の手続きと、**加入承認までの手続きの流れ**について、以下をご参照ください。
 「健康診断受診希望病院」は、右ページの表から選んでください。



- 健康診断を受けて、その結果により国から加入を認められるまでは、有効になりません。
- 健康診断の結果によりましては、加入が認められないことがあります。
 その場合は、お預かりした保険料・加入金・年会費（委託手数料については、お返しができませんのでご了承ください）をお返しいたしますので、領収書などは大切に保管しておいてください。
 ただし、お客様のご都合で健康診断を受診せずに加入が取り消された場合は、保険料のみお返しいたします。
 ※どちらの場合もご返金の際は、恐れ入りますが振込手数料を差し引かせていただきますので、ご了承ください。
- この健康診断は、労災保険に特別加入するためのもので、通常健康診断とは検査項目が異なります。
 通常健康診断を受けていても、国が指定する病院で必ず受診して頂く必要があります。
 この健康診断の**受診費用は、無料**です。ただし、実施機関病院への交通費は自己負担となります。
- 健康診断の結果により国から加入が認められた場合は、申請済みの**加入希望日**に遡って**有効**になります。
- 正式に特別加入が承認されるまでに、受診後1～2ヶ月くらいかかりますので、あらかじめご了承ください。
- 健康診断を受けていただくのは、新規加入時のみです。次年度の更新手続きの際は、受診は不要です。
 ただし、更新手続きをしないでいったん保険が切れてしまうと、再加入時は「新規加入」となりますので、再度、健康診断の受診が必要になります。下記の図をご参照ください。



< 健康診断実施機関名簿 >

実施機関名	所在地	電話番号	交通機関	健康診断の種類				備考
				じん肺	振動	鉛	有機	
一般財団法人 愛知健康増進財団	名古屋市北区清水 1-18-4	052-951-3331	地下鉄名城線「市役所」駅 より徒歩 10 分	○	○	○	○	
独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院予防医療センター	名古屋市港区港明 1-10-6	052-652-5511	地下鉄名城線「港区役所」 駅より徒歩 5 分	○	×	×	○	
一般財団法人 全日本労働福祉協会東海支部	名古屋市南区柵下 町 2-4	052-822-2525	JR「笠寺」駅より徒歩 3 分	○	○	○	○	
中京サテライトクリニック	豊明市沓掛町石畑 180-1	0562-93-8222	名鉄本線「前後」駅より名 鉄バス【赤池駅行き】乗車「上 高根」下車、徒歩 5 分	×	×	×	○	
一般財団法人 公衆保健協会	名古屋市中村区黄 金通 2-45-2	052-481-2161	地下鉄桜通線「中村区役 所」駅から徒歩 5 分	○	○	○	○	
一般財団法人 名古屋公衆医学研究所	名古屋市中村区長 箴町 4-23	052-412-3111	地下鉄東山線「中村公園 前」駅より徒歩 10 分	○	○	○	○	
しらゆりクリニック 健診センター	豊川市大堀町 77	0533-95-7878	JR 飯田線「豊川」駅 名鉄線「豊川稲荷」駅	○	○	○	○	
豊橋市民病院	豊橋市青竹町字八 間西 50	0532-33-6111	JR「豊橋」駅からバスで 10 分	×	×	×	○	
医療法人光生会 光生会病院 健診センター	豊橋市吾妻町 137	0532-61-3000	JR「豊橋」駅より市電「東 田」駅または「競輪場前」 駅より徒歩 5 分	○	○	○	○	
富田病院	岡崎市本宿町字南 中町 32	0564-48-2432	名鉄「本宿」駅より徒歩 5 分	○	○	○	○	
岡崎市医師会 公衆衛生センター	岡崎市竜美西 1-9-1	0564-52-1572	名鉄「東岡崎」駅・JR「岡 崎」駅よりバスで 15 分～ 20 分	×	×	×	○	
医療法人鉄友会 宇野病院	岡崎市中岡崎町 1-10	0564-24-2217	名鉄本線「岡崎公園前」駅 より徒歩 5 分	○	×	×	○	
稲沢市民病院	稲沢市長束町沼 100	0587-32-2111	名古屋本線「国府宮」駅よ り（特急停車）徒歩 15 分	×	×	○	○	
一宮市立市民病院	一宮市文京 2-2-22	0586-71-1911	名鉄・JR「一宮」駅より i-バ ス【左回り】乗車「市民病院」 下車、徒歩 2 分	○	×	×	○	
半田市医師会 健康管理センター	半田市神田町 1-1	0569-27-7887	名鉄河和線「知多半田」駅 より知多バス【常滑行き】【中 部国際空港行き】乗車「健 康管理センター前」下車、 徒歩 2 分	○	○	○	○	
あいち健康クリニック	津島市藤里町 2-5	0567-26-7328	名鉄「津島」駅より徒歩 3 分	○	×	○	○	
愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院 健康管理センター	弥富市前ヶ須町南 本田 396	0567-55-7629	近鉄・JR・名鉄「弥富」駅 より徒歩約 12 分	○	○	○	○	
独立行政法人労働者健康福祉機構 旭労災病院	尾張旭市平子町北 61	0561-54-3131	名鉄瀬戸線「旭前」駅より 徒歩 15 分	○	×	×	○	
三河安城クリニック	安城市相生町 14-14	0566-75-7515	JR「安城」駅より徒歩約 9 分、名鉄「南安城」駅より徒 歩約 7 分	○	○	○	○	
三ツ口医院	江南市古知野町瑞 穂 34	0587-56-3532	名鉄犬山線「江南」駅より 徒歩 1 分	×	×	×	○	
医療法人豊昌会 豊田健康管理クリニック	豊田市竜神町新生 151-2	0565-27-5550	名鉄三河線「土橋」駅より 徒歩 15 分	○	△	○	○	振動はで きない日 がある
一般財団法人 平林移動集団検診所	名古屋市昭和区小 桜 2-29-2 寿ビル 2F	052-741-4012	地下鉄鶴舞・桜通線「御器 所」駅より徒歩 3 分	○	×	○	○	